

📌 催し物

## めぐろYouth(ユース)ミーティングを開催します

区は、若い世代の区政への参画を目的に、「住み続けたいまち」などのテーマについて、オンライン会議で意見を伺います。いただいた意見は、7年度改定予定の子ども総合計画や若者支援施策の策定の参考にします。参加者には、子ども総合計画改定のため、イベント後もご意見をいただく場合があります。



**時**7月6日(土)13:00~15:00。会議アプリWebex(ウェベックス)を使用  
**対**顔出し(カメラをオンにして)参加が可能な16~25歳の区内在住・在勤・在学者  
**定**10人程度(抽選)  
**謝**礼 図書カード1,000円分

**申**区(コード①)、電話で、6月3日までに、子育て支援課子育て支援推進係(☎5722-8723、FAX5722-9328)へ

**問**子育て支援課子育て支援推進係(☎5722-8723、FAX5722-9328)



📌 お知らせ

## 5月は消費者月間です

~デジタル時代に求められる消費者力とは



消費者月間は、「デジタル時代に求められる消費者力とは」をテーマに、デジタル時代の消費生活を楽しむため、求められる消費者力について考え、高める機会となるよう取り組みを行います。

デジタル化やAI(人工知能)などの技術が急速に進展し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、適切に情報を収集発信する力を引き続き高めていきましょう。

### 消費生活パネル展を開催します

**時**5月7日(火)~20日(月) **場**総合庁舎本館1階西口ロビー  
**内**悪質商法や契約トラブルの紹介、くらしの豆知識などの冊子や消費者啓発用リーフレット等の配布

### 消費生活センターをご利用ください

消費生活センターは、消費生活に関するさまざまなトラブル解決のため、専門の相談員が助言や情報提供、専門機関の紹介を行います。また、場合によっては事業者の間に入り、話し合いのお手伝いをします(秘密厳守・相談無料)。詳細は区(コード②)をご覧ください。

**対**区内在住・在勤・在学者

### こんなこともしています

- 消費生活講座の開催
- 消費生活に関する図書などの貸し出し
- めぐろ消費者にゆうす・シグナルなどの各種刊行物の発行・配布
- 消費生活の学習会を実施する団体への講師料助成、研修室の貸し出し
- 壊れたおもちゃをボランティアが治療(修理)する、おもちゃの病院の実施(毎週日曜日)

**場**問消費生活センター(目黒2-4-36 区民センター内、☎3711-1133、FAX3711-5297)

📌 お知らせ

## あなたの仕事探しを全力で応援します！ワークサポートめぐろ

ワークサポートめぐろは、ハローワーク相談室とキャリア相談コーナーからなる、仕事探しのための相談窓口です。気軽にご利用ください。

**時**月~金曜日(祝・休日、年末年始を除く) **場**総合庁舎本館1階

**ハローワーク相談室**(☎5722-9326、FAX5773-8156)

ハローワーク渋谷の外部窓口として、職業相談員が職業相談・紹介を行います。求人検索端末で区内をはじめとする全国の求人情報が閲覧できます(予約不要)。

※雇用保険などの業務は行っていません

**時**9:00~17:00

**キャリア相談コーナー**(☎5722-9632、FAX5722-9387)

キャリアアドバイザー(キャリアコンサルティング技能士・キャリアコンサルタントの有資格者)が、応募書類の書き方や面接のポイント、適職相談などの相談に個別に対応します(予約が必要)。

**時**10:00~17:00(12:00~13:00を除く)

**ミニ講座**(予約が必要) **時**14:00~15:00

テーマ	日程(毎月)	対象
①自分の強みを知ろう	第1月曜日	どなたでも
②自分にとって良い仕事と働き方を知ろう	第3月曜日	
③前向きに就職活動の準備をスタートしよう	第1水曜日	求職中のかた
④面接でのコミュニケーション能力向上	第3水曜日	
⑤魅力を伝える応募書類の書き方	第1木曜日	
⑥長期に働ける仕事選びを考える	第3木曜日	

※祝・休日の場合は翌週に開催。開催日は変更になる場合があります

**申**電話、FAX(キャリア相談またはミニ講座を明記の上、住所、氏名、電話、ミニ講座は希望テーマ①~⑥のいずれかを記入)で、キャリア相談コーナー(☎5722-9632、FAX5722-9387)へ

📌 お知らせ

## がん患者のウィッグや胸部補整具の購入などの費用を助成します

がんの治療に伴う外見の変化を補うための経費の一部を助成することで、心理的・経済的負担の軽減を図り、自分らしく社会生活を送るための支援を行います。詳細は、区(コード③)をご覧ください。



**対**申請日時点で次の①~③全てに該当するかた(同種の助成金や本事業の助成金を2回以上受給したことがある場合を除く)

- 区内に住所を有する
  - がんと診断され、その治療を行っている、または過去に治療を行った
  - がんの治療による脱毛や乳房の切除などにより、補整具等が必要
- ※白血病・悪性リンパ腫などの血液がんを含む

**申**5月1日から、区(コード③)、または申請書と領収書等の写し、がん治療を受けたことを証明する書類、通帳またはキャッシュカード(写し)などの関係書類を、総合庁舎本館3階健康推進課健康づくり係(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉)へ郵送・持参

※6年度に限り、5年4月1日~5年6月30日までに購入(レンタル)した物は、7月1日まで申請を受け付けます

### 助成対象品

ウィッグ(装着用ネットを含む)、毛付き帽子、人工乳房、補整下着、弾性着衣

### 助成額

対象品1品当たり購入またはレンタルに要する費用の実費(上限10万円)  
 ※1人につき2回まで

### 申請期限

対象品の購入またはレンタルした日の翌日から1年以内



**問**健康推進課健康づくり係(☎5722-9586、FAX5722-9329)